

峰山警察署による、メーデーデモ参加者のビデオ撮影に関し、府会議員団が京都府警察本部に申し入れ

京都府警峰山警察署が、5月1日に実施された丹後統一メーデーのデモ行進の様態を終始ビデオ撮影しました。同メーデー実行委員会は、現場で抗議するとともに、5月13日、峰山署に申し入れを行いました。峰山署は、「明石市の花火大会事件から、警備の検討をするために行った」などと説明しました。

この件に関し、日本共産党京都府会議員団は、5月17日午後、京都府警察本部長に申し入れを行いました。(下に全文)

申し入れに対応した京都府警交通部長は、「峰山署の判断で行ったもので、今後の交通規制、整備などに備えるためのもの」と答えました。

これに対し、府会議員団は、「大掛かりな祭礼や催し物をコントロールする雑踏警備と、事前に人数やコースも届け出て行っているメーデー行進とはまったく異なっており、道理がない。しかも、事前に主催団体に了解もなしに行ったことは、まったく許されない。今後、こうした事は行わないこと。ビデオを主催団体に返却するように」と、強く抗議しました。

府議団の申し入れは、荘司泰男、三双順子両府議が行いました。

2002年5月17日

京都府警察本部長 片桐 裕 様

日本共産党京都府議会議員団
団長 西山 秀尚

峰山警察署によるメーデーのデモ参加者のビデオ撮影に関する申し入れ

去る5月1日、京都府中郡峰山町内で実施された「第73回丹後統一メーデー実行委員会」主催のメーデー、デモ行進の際に、峰山警察署員がデモ参加者を終始ビデオで撮影することが起こりました。メーデー実行委員会関係者はそのとき、抗議するとともに、ビデオ撮影の中止を求めましたが、警察署員は応じず、最後まで撮影をつづけました。

メーデー実行委員会は5月13日に、峰山署に対して、意図をただすとともに、撮影をしたビデオの引き渡し、違法行為を繰り返さないことの文書での回答を求める申し入れをしています。

このような警察による集会やデモ行進のビデオ撮影は、憲法で保障された集会・結社の自由、表現の自由を侵害し、肖像権を侵すもので、許されないものと考えます。そこで、警察本部のかかわりや考え方について、次の点について明らかにするよう求めるものです。

- 1 府内各地のメーデーで、デモ行進の参加者を終始ビデオ撮影するよう、指示を出したか。今回の峰山署の件についてはどうか。
- 2 デモ行進への警察官の同行は、参加者や交通の安全を確保することが目的であり、デモ行進の参加者をビデオ撮影することはまったく必要性がないと考えるが、どうか。峰山署は「明石の花火大会事件から、警備の仕方がよかったか検討するため」などと説明しているようだが、メーデーのデモ行進は事前におおよその人数等を提出して許可を得ているもので、大がかりな祭礼や催し物などをコントロールする雑踏警備とはまったく異なると考えるが、どのような見解をもっているか。
- 3 撮影したビデオは直ちに、メーデーの主催者に返却すべきと考えるが、どうか。